

一般財団法人本多流生弓会定款

法人登記 平成二十五年一月四日

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人（以下本会という）は、一般財団法人本多流生弓会（略称本多流生弓会）と称する。本会の英文名は、HondaryuuSeikyukai Foundation とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都豊島区に置く。

(支部)

第3条 本会は、理事会及び評議員会の承認を経て支部を設けることができる。支部に関する規程は、別にこれを定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 本会は、生弓斎本多利實翁の遺志に基づき、弓道の精神による人格陶冶及び本多流弓道の研究並びに普及を通じた日本の伝統文化の継承に寄与するとともに、国民の心身の健全な発展向上に努め、以って社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 本多流弓道普及のための国内外の射会の開催

(2) 本多流弓道普及のための国内外の研修会の開催、指導者の養成及び派遣

(3) 本多流弓道の印可審査の実施

(4) 本多流弓道の科学的な研究及び助成

(5) 生弓斎文庫の維持と整備

(6) 本多流弓道に関する書籍の編纂と出版及び助成

(7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(構成員)

第6条 本会は、本会の業務の執行に賛同・支援するものとして、会員を置く。

(1) 普通会員

(2) 維持会員

(3) 終身会員

(4) 学生会員

(5) 名誉会員

(6) 学校会員

(会員規程)

第7条 会員に関する入会、入会金及び会費、退会、除名等に係る規程は、これを別に定める。

第4章 資産及び会計

(資産の構成)

第8条 本会の資産は、以下に掲げるものをもって構成する。

(1) 移行当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び年会費収入

(3) 研修、射会参加費

(4) 寄付金等

(基本財産)

第9条 本会の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産を、基本財産とする。

2. 基本財産は、本会の目的を達成させるために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第10条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 本会の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については主たる事務所に、当該年度が終了するまでの間据え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2. 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類中、第1号から第3号までの書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(会計原則等)

第13条 本会の会計は、公益法人会計基準によるものとする。

2. 本会の会計処理は、別にこれを定める。

第5章 評議員

(定数)

第14条 本会に評議員3名以上5名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。

2. 評議員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。

3. 評議員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者と本会及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

4. 評議員会は、前条で定める評議員の定数を欠くことになるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

5. 前項の場合には、評議員会は次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

(3) 同一の評議員（2以上の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の評議員）につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互の優先順位

6. 第4項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまで、その効力を有する。

(任期)

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2. 任期の満了前に選任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3. 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任したものが就任するまで、なお評議員として権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第17条 評議員に対する報酬は、無報酬とする。

2. 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

(4) 定款の変更

(5) 残余財産の処分

(6) 基本財産の処分又は除外の承認

(7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3カ月以内に開催する。

2. 臨時評議員会は、必要がある場合はいつでも開催することができる。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集請求することができる。

3. 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4. 第2項の請求をした評議員は、次の場合には裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする旨の通知が発せられない場合

5. 評議員会を招集するものは、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載して書面又は電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。

6. 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく評議員会を開催することができる。

(議長)

第22条 評議員会の議長は、出席した評議員の互選によりこれを定める。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定に関わらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定

数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(決議の省略)

第24条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が、書面又は電磁的な記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものと看做す。

(議事録)

第25条 評議員会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 議事録は、議長及び議長が指名した評議員1名が議事録に署名又は記名押印する。

第7章 役員

(役員の設置)

第26条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上5名以内

(2) 監事 1名以上2名以内

2. 理事のうち、2名を代表理事とする。

3. 代表理事のうち、1名を理事長とし、もう1名を常務理事とする。

4. 理事のうち、3名以内を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2. 理事長、常務理事、業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3. 監事は、本会又はその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

4. 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3等親内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3. 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。但し、議決に加わることとはできない。

3. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
4. 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第31条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(役員の報酬等)

第32条 理事及び監事に対する報酬は、無報酬とする。

2. 前項に関わらず、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
 - (3) 本会が、その理事の債務を保証すること、その他、理事以外の者との間における本会とその理事との利害が相反する取引
 2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- (責任の免除又は限定)

第34条 本会は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する198条において準用する同法111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合においては、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2. 本会は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第8章 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解任
- (4) 評議員会の日時、場所並びに目的である事項の決定
- (5) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項

2. 理事会は次に掲げる事項、その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲り受け

(2) 重要な使用人の選任及び解任

(3) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(4) 内部管理体制の変更

(5) 第34条第1項の責任の免除及び同第2項の責任限定契約の締結

3. 本会は、理事会及び理事による外部借入を行わない。

(種類及び開催)

第37条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種とする。

2. 定時理事会は、毎事業年度2回開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が認めたとき

(2) 理事長以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき

(招集)

第38条 理事会は理事長が招集する。但し、前条第3項第3号により、理事が招集する場合、及び同第5号により監事が招集する場合を除く。

2. 理事長は、前条第2項2号又は同第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会の招集を、各理事及び各監事に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載して、書面又は電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。また、前条第3項第3号により理事が招集する場合、及び同第5号により監事が招集する場合にあつては、その日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会の招集を、理事長、各理事、各監事に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載して、書面又は電磁的方法により招集の通知を発しなければならない。

3. 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

4. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、常務理事が理事会を招集する。

(決議)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

2. 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的な記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものと看做す。但し、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。但し、28条第3項に掲げる代表理事及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況の理事会報告については、この限りではない。

(議事録)

第42条 理事会の決議については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長が指名した、出席した代表理事及び監事が議事録に署名又は記名押印する。

第9章 顧問

(顧問)

第43条 本会は、若干名の顧問をおくことができる。

2. 顧問は、本会の運営に貢献できる学識経験者及び本会の運営に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3. 顧問は、本会の運営に関して理事会の諮問に答え、又は理事会に対して意見をのべることができる。但し、決議に入ることはいできない。

(報酬)

第44条 顧問に対する報酬は無報酬とする。

2. 前項にかかわらず、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第10章 師範及び師範会

(師範)

第45条 本会は若干名の師範及び師範代を置くことができる。

2. 師範及び師範代は、本多流宗家の推薦により、理事会が承認した会員が就任する。

(師範会)

第46条 師範及び師範代を構成員として師範会を置くことができる。

(運営)

第47条 師範会の運営は、理事会の決議により別にこれを定める。

第11章 運営委員会

(目的)

第48条 理事会は、本会の事業目的の達成に必要な本多流弓道に関する知識の習得と、年間行事計画の業務執行補助を通して人材を育成することを目的として、会員の中から運営委員を選任し、運営委員会を設置することができる。

(運営)

第49条 運営委員会の運営は、理事会の決議により別にこれを定める。

第12章 特別委員会

(目的および任務・運営)

第50条 理事会は、その決議によって、本会の業務に関する重要事項について協議及び検討させるため、特別委員会を設置することができる。

2. 委員会を構成する委員は、理事長が理事会の承認を得て選定する。
3. 委員会の任務及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により定める。

第13章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2. 前項の規定は、この定款の第4条(目的)、第5条(事業)、及び第15条(評議員の選任及び解任)についても適用する。

(解散)

第52条 本会は、本会の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 本会が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2. 本会は剰余金の分配は行わない。

(公告)

第54条 本会の公告は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

1. この定款は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第10条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3. この法人の最初の代表理事は本多利永及び寒川泰壽とする。

4. この最初の評議員は次の通りとする。

森山邦男、麻生靖二、横山真知子、山本実、岡嶋惇、横山明彦、多々良茂、小林圭、宮崎英一、下境郁二、長野敦市

5. この法人の移行時理事、移行時代代表理事及び移行時監事は、次の通りとする。

移行時理事 … 本多利永、寒川泰壽、勝俣俊一、

坂本武彦、西崎明伸、濱田薫、

杉山卓、田中淳治、藤平光一

移行時代代表理事 … 本多利永、寒川泰壽

移行時監事 … 雪島伊乙夫、渡邊純平

附則

平成二七年一月二日に開催された評議員会の「定款変更決議」を以て以下の定款変更を行った。

《定款第五章第16条の2》評議員の任期

変更前…任期の満了後に選任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は（以下省略）

変更後…任期の満了前に選任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は（以下省略）

附則

令和六年三月二日に開催された評議員会の「定款変更決議」を以て以下の定款変更を行った。

《定款第五章第14条》評議員の定数

変更前…本会に評議員10名以上13名以内を置く。

変更後…本会に評議員3名以上5名以内を置く。

《定款第七章第26条第1項第1号》理事の定数

変更後…理事7名以上10名以内

変更後…理事3名以上5名以内

この変更（第14条及び第26条第1項第1号）の効力発生時期は、令和七年二月に開催される予定の令和六年度に関する定時評議員会にて改選される評議員および役員選任時からとする。